

令和 7 年 6 月 12 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6 月 1 2 日（最終日）

- 日程第 1 議案第 46 号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 議案第 47 号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 48 号 令和 7 年度南知多町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 49 号 令和 7 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 発議第 3 号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 6 発議第 4 号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 7 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12 名）

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充
								明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平			
総	務	部	長	山	本	剛	資	総	務	課	長	鈴	木	和	芳

防災交通課長	山下哲矢	税務課長	相川和英
企画財政課長	坂本圭志	建設経済部長	田中直之
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	伊藤尊人
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書	記	松本満砂
書	記	谷川和亮		

〔 開議 9 時 3 0 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る 5 月 29 日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして誠にありがとうございました。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 議案第 46 号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第 1、議案第 46 号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第 46 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る 5 日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、町営住宅に入居している方や入居希望者に愛知県ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者がいるか。答弁としまして、現在、町営住宅入居者または今後入居予定者に宣誓者はいません。

質疑としまして、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の宣誓件数は何件か。答弁としまして、令和 7 年 3 月 31 日現在、52 組の宣誓があります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第47号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、議案第47号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第48号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第48号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育課関係について。

質疑としまして、総合体育館はバスケットボールで2面使用できるが、今回購入を予定しているバスケットゴールは2対か。答弁としまして、1面分、1対です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第48号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、数年前と比較すると木造住宅耐震診断や改修費補助の件数が増えているが、町が何か住民に対して働きかけをしたのか。答弁としまして、能登半島地震の発生や南海トラフ地震への対策から耐震化の意識が高まったことに加え、令和6年度に内海地区と山海地区の一部で補助制度を説明する戸別訪問を県職員と実施しています。

質疑としまして、町の耐震化率の目標値はあるか。答弁としまして、住宅・土地統計調査による本町の耐震化率は71.3%で、令和7年度までに74%、令和12年度までに77%まで耐震化率を向上させる目標を設定しています。

産業振興課関係について。

質疑としまして、のり養殖食害防止対策事業費補助金の増額要望はどこの漁業協同組合からあったか。答弁としまして、豊浜、大井、篠島の3漁業協同組合からありました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第49号 令和７年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第４、議案第49号 令和７年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第49号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５ 発議第３号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第５、発議第３号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

７番、石垣菊蔵議員。

○７番（石垣菊蔵君）

それでは、発議第３号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの６ページの提案理由の説明を御覧ください。

１．改正の理由は、議員定数の削減に伴い、議会常任委員会の名称、委員の定数及び所管を見直すことにより、円滑な議会運営を図るものであります。

２として改正の内容ですが、常任委員会の名称は総務厚生委員会と文教建設委員会とし、委員の定数をそれぞれ５人とする。また、所管については表のとおりとさせていただきます。

３．施行期日は、令和７年６月３０日とします。

提出者は、榎戸陵友議員、小嶋完作議員、そして私、石垣菊蔵です。賛成者は、石黒充明議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、内田保議員、片山陽市議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第３号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 発議第 4 号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第 6、発議第 4 号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

それでは、発議第 4 号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの10ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が令和 7 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するためであります。

2. 改正の内容は、既存の引用条文の項ずれに伴う改正であります。

3. 施行期日等は、公布の日から施行し、改正後の南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

提出者は、小嶋完作議員、そして私、榎戸陵友。賛成者は、石黒充明議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、石垣菊蔵議員、内田保議員、片山陽市議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第４号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７ 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第７、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和７年第３回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 ９時４６分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 片 山 陽 市

署 名 議 員 小 嶋 完 作